

平成 30 年 12 月に発生した鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案を検証する  
鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」(第 5 回)の概要

鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 2 日 (月) 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 場 所 鳥取県立皆成学園会議室 (倉吉市みどり町 3564-1)
- 3 出席者 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会  
加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、水野壮一委員、  
森田明美委員、渡邊大智委員 (以上 7 名)  
事務局  
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

#### 4 議事概要

##### (1) 本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果について

<主な意見>

- ・ 県本庁、学園の組織としての判断・意思決定過程がわからないのは、組織としての弱点や責任性が曖昧になる。
- ・ 事故対応で、マニュアルに沿った対応ができていないのは、基本的なことから落ち度があつたと言える。

##### (2) 本事案の保護者対応について (発生直後、一定期間経過後、保護者との関係構築、補償等の説明等)

<主な意見>

- ・ 重大事案発生時のガイドライン、対応事項のチェックリストがあつたほうがよい。
- ・ 学園長がリーダーシップをとり、方針をもって保護者対応していたようには見えず、組織的に対応していたとは言えない。
- ・ 児童相談所が、皆成学園と一緒に保護者に対応したほうがよかった。
- ・ 県本庁と学園の間で、補償の必要性の判断が曖昧になっていた。まず家族の意向を確認されているが、先に県の方向性を出すべきだった。
- ・ 補償に関するやりとりは、誰が決定権を持って、事案直後や一定期間経過後に何を話すのか、第三者性の高い者 (弁護士など) が担当することなどを定めておいたほうがよい。

##### (3) 総合的な体制について (組織・職員体制のあり方等)

<主な意見>

- ・ 人事配置について、行動障がいのある児童が入所した場合の増員・加配など、県の基準を定めてはどうか。
- ・ 今後てんかんのある児童が増加したときに、現在の入浴支援マニュアルで対応できるか、検討しておいたほうがよい。

#### 5 その他

- ・ 第 6 回開催日は、令和 6 年 10 月 21 日 (月) に決定した。